

掛川市訓令甲第2号

掛川市定年退職者の再雇用のための非常勤職員の採用等に関する規程（平成26年掛川市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

掛川市長 松井三郎

第20条第1項中「前月の16日からその月の15日まで」を「その月の初日から末日まで」に、「その月の末日」を「翌月の末日」に改め、「日曜日でない日」の次に「。次項において同じ。」を加え、同条第2項中「。以下この項において同じ。」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、割増賃金は、翌月の末日に支給する。

別表第3の表を次のように改める。

職 種		月 給	時 間 給
一般事務		151,500円	930円
給食員		168,600円	1,040円
幼児教育指導主事		208,800円	1,280円
幼児教育士	3歳児から5歳児までの学級担任	197,600円	1,210円
	上記以外の者	187,600円	1,150円
業務員		197,200円	1,210円
保健師		219,100円	1,350円

別表第4を次のように改める。

別表第4（第19条関係）

一時金支給の算出基準

基準日	支給日	勤務した期間及び支給額		
		3月以上5月未満	5月以上6月未満	6月
6月1日	6月30日	それぞれの該当する基本賃金の1.225月分の額に60/100を乗じた額	それぞれの該当する基本賃金の1.225月分の額に80/100を乗じた額	それぞれの該当する基本賃金の1.225月分の額に相当する額
12月1日	12月10日	それぞれの該当する基本賃金の1.375月分の額に60/100を乗じた額	それぞれの該当する基本賃金の1.375月分の額に80/100を乗じた額	それぞれの該当する基本賃金の1.375月分の額に相当する額

備考

1 この表において「基本賃金」とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

(1) 時給職員 日額賃金（別表第3に規定する時間給の額に勤務時間数を乗じて得た額をいう。）に1月当たりの勤務日数（1週間当たりの勤務日数に4を乗じて得た日数をいう。）を乗じて得た額

(2) 月給職員 別表第3に規定する月給の額

2 この表において「勤務した期間」とは、前回の基準日の翌日から当該基準日までの間における勤務を要する日の合計日数から欠勤日（割り振られた1日当たりの勤務時間に満たない時間が1時間以上である日を含む。）を除外した期間をいう。

附 則

1 この訓令甲は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の掛川市定年退職者の再雇用のための非常勤職員の採用等に関する規程の規定は、施行日以後に係る賃金について適用し、施行日前に係る賃金については、なお従前の例による。